

第78回 定時株主総会 招集ご通知

2019年4月1日～2020年3月31日

▶ 日時

2020年6月22日（月曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

▶ 場所

東京都港区高輪3丁目13番1号
グランドプリンスホテル高輪 2階「桜花」
（末尾の「株主総会会場のご案内図」をご参照ください。）

議決権行使期限

株主総会当日にご出席いただけない場合は、
書面またはインターネットにより

2020年6月19日（金曜日）
午後5時15分まで

に議決権をご行使くださいますようお願い
申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止への
対応については、下記当社ウェブ
サイトに掲載させていただきます。
右の「QRコード®」を読み取り、
ウェブサイトに接続することも可
能です。
今後の状況変化により、内容を随時
更新いたします。



<http://www.soshin.co.jp/tousika/>

Contents

■ 第78回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 取締役7名選任の件	
第3号議案 監査役3名選任の件	
第4号議案 退任監査役に対し 退職慰労金贈呈の件	

〔添付書類〕

■ 事業報告	13
■ 連結計算書類	29
■ 計算書類	31
■ 監査報告書	33



双信電機株式会社

証券コード：6938

証券コード：6938
2020年6月5日

株 主 各 位

長野県佐久市長土呂800番地38
双信電機株式会社
代表取締役社長 上 岡 崇

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2頁の「4. 議決権行使についてのご案内」に記載の方法により、2020年6月19日（金曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2020年6月22日（月曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 東京都港区高輪3丁目13番1号
グランドプリンスホテル高輪 2階 「桜花」
（末尾の「株主総会会場のご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報 告 事 項

1. 第78期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第78期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月19日(金曜日) 午後5時15分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、3頁から4頁の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて】をご確認ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、下記①～④の書類につきましては、法令および当社の定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知に記載しておりません。

①連結株主資本等変動計算書

②連結注記表

③株主資本等変動計算書

④個別注記表

◎なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております連結株主資本等変動計算書および連結注記表、ならびに株主資本等変動計算書および個別注記表も含まれております。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

☐当社ウェブサイト <http://www.soshin.co.jp/tousika/library/>

## 議決権行使方法についてのご案内



### 1. 株主総会へのご出席

株主総会開催日時

**2020年6月22日（月曜日）午前10時**  
(受付開始：午前9時)

同封の議決権行使書用紙をそのまま会場受付へご提出ください。



### 2. 書面による議決権行使

行 使 期 限

**2020年6月19日（金曜日）午後5時15分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。



### 3. インターネットによる議決権行使

行 使 期 限

**2020年6月19日（金曜日）午後5時15分入力分まで**

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、議案に対する賛否をご入力ください。

## 【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて】

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使ウェブサイトURL】 <https://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。

なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。  
(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



- インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
- インターネットによる議決権行使は、2020年6月19日（金曜日）午後5時15分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットによって複数回数、またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

## 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

**三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート**

**【専用ダイヤル】 ☎ 0120-652-031(午前9時～午後9時)**

## 【議決権行使に関する事項以外のご照会】

証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

証券会社に口座のない株主様  
(特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券事務センター  
☎ 0120-782-031(平日午前9時～午後5時)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけ、着実に利益を確保し財務体質を強化するとともに、今後の事業展開などを総合的に勘案した安定配当の実現を目指しております。

当期の期末配当につきましては、企業体質の強化と今後の事業展開ならびに収益の状況等を鑑み、次のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金2円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は31,196,974円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年6月23日（火曜日）となります。

## 第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、現任の取締役7名全員は任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生 年 月 日)                          | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                           | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | かみ おか たかし<br>上 岡 崇<br>(1956年3月20日生)<br><b>再任</b> | 1978年3月 日本碍子株式会社入社<br>1997年4月 当社経営企画室長<br>1999年4月 日本碍子株式会社 エレクトロニクス事業<br>本部電子企画部長<br>2007年6月 当社取締役<br>2013年6月 当社常務取締役<br>2014年6月 当社代表取締役社長（現任）<br>2018年4月 当社経営推進本部所管（現任） | 13,300株        |

### 取締役候補者とした理由

上岡崇氏は、主に経営企画、財務、人事部門を経て、2007年に当社取締役に就任、2014年から当社代表取締役として「持続的な成長」と「収益力の向上」の達成に向けた陣頭指揮を執ってまいりました。管理部門における豊富な経験と高い知見、また企業経営の高い能力を有しており、今後も取締役として当社グループ全体の計画の推進と監督を適切に遂行できる人材と判断いたしました。

|   |                                                       |                                                                                                                                                                                 |        |
|---|-------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 2 | すぎ やま まさ ひこ<br>杉 山 雅 彦<br>(1957年12月24日生)<br><b>再任</b> | 1989年4月 日本碍子株式会社入社<br>2005年7月 同社研究開発本部 商品開発センター<br>UNプロジェクトマネージャー<br>2008年4月 当社技術本部長<br>2012年6月 当社取締役<br>2018年6月 当社常務取締役（現任）<br>2018年6月 当社社長補佐技術担当（現任）<br>2019年4月 当社ものづくり革新本部所管 | 3,000株 |
|---|-------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|

### 取締役候補者とした理由

杉山雅彦氏は、日本碍子株式会社の研究開発部門を経て、2008年に当社技術本部長、2012年に当社取締役に就任しております。当社グループの技術、開発部門における豊富な経験と高い知見を有しており、今後も取締役として当社グループ全体の監督を適切に遂行できる人材と判断いたしました。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                               | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                         | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3          | たか はし ひろ みつ<br>高 橋 弘 光<br>(1960年9月25日生)<br><b>再任</b> | 2002年 8 月 当社入社<br>2014年 4 月 当社ものづくり革新本部長<br>2017年 4 月 当社品質保証本部長<br>2017年 6 月 当社取締役<br>2019年 4 月 当社情報通信事業本部所管<br>2019年 6 月 当社常務取締役 (現任)<br>2020年 4 月 当社ものづくり革新本部所管 (現任) | 1,400株            |

#### 取締役候補者とした理由

高橋弘光氏は、当社グループの生産技術、製造、調達、品質保証等の業務に携わり、2017年に当社取締役に就任しております。当社グループの技術、製造、調達、品質保証部門などの幅広い分野で豊富な経験と高い知見を有しており、今後も取締役として当社グループ全体の監督を適切に遂行できる人材と判断いたしました。

|   |                                                    |                                                                                                                                     |        |
|---|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 4 | こく ぶ もり お<br>國 部 守 夫<br>(1960年6月21日生)<br><b>再任</b> | 1983年 4 月 当社入社<br>2005年 4 月 当社浅間工場長<br>2010年10月 当社品質保証本部長<br>2015年 4 月 当社宮崎事業所長<br>2015年 6 月 当社取締役 (現任)<br>2019年 4 月 当社品質保証本部長 (現任) | 4,600株 |
|---|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|

#### 取締役候補者とした理由

國部守夫氏は、長年に渡り当社グループの国内外の製造、品質保証等の業務に携わり、2015年に当社取締役に就任しております。当社グループの製造、品質保証部門における豊富な経験と高い知見を有しており、今後も取締役として当社グループ全体の監督を適切に遂行できる人材と判断いたしました。



| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                               | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                           | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 5          | こ ばやし しげ き<br>小 林 茂 樹<br>(1962年10月30日生)<br><b>再任</b> | 1987年 4 月 日本碍子株式会社入社<br>2015年 6 月 同社電力事業本部営業企画部長<br>2016年 4 月 当社EMC事業部長代理<br>2017年 4 月 当社EMC事業部長<br>2018年 4 月 当社EMC事業本部長<br>2018年 6 月 当社取締役 (現任)<br>2019年 4 月 当社パワーエレクトロニクス事業本部長<br>(現任) | 1,000株            |

#### 取締役候補者とした理由

小林茂樹氏は、日本碍子株式会社の電力事業部門を経て、2018年に当社EMC事業本部長、同年に当社取締役に就任しております。日本碍子株式会社の営業部門における豊富な経験と高い知見を有しており、今後も取締役として当社グループ全体の監督を適切に遂行できる人材と判断いたしました。

|   |                                                     |                                                                                                                                                                  |        |
|---|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 6 | まきの よし き<br>牧 野 善 樹<br>(1962年 4 月21日生)<br><b>再任</b> | 1986年 4 月 日本碍子株式会社入社<br>2001年 4 月 同社R&DセンターBIUマネージャー<br>2005年 7 月 当社営業本部第1 営業次長<br>2007年 4 月 当社営業本部第2 営業部長<br>2018年 4 月 当社情報通信事業本部長 (現任)<br>2019年 6 月 当社取締役 (現任) | 1,000株 |
|---|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|

#### 取締役候補者とした理由

牧野善樹氏は、日本碍子株式会社で主に電子部品および開発品などの営業経験を経て、2018年に当社情報通信事業本部長、2019年に当社取締役に就任しております。電子部品業界における豊富な経験と高い知見を有しており、今後も取締役として当社グループ全体の監督を適切に遂行できる人材と判断いたしました。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                                                | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                   | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 7          | はた ぐち ひろし<br>畑 口 紘<br>(1940年4月8日生)<br><b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b> | 1967年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）<br>1990年7月 当社顧問弁護士<br>1996年4月 日本弁護士連合会理事<br>2010年1月 畑口紘法律事務所所長（現任）<br>2011年6月 当社監査役<br>2015年6月 当社取締役（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社ニコン社外取締役<br>東銀リース株式会社社外取締役 | 1,500株            |

#### 社外取締役候補者とした理由

畑口紘氏は、弁護士としての高度な専門知識と豊富な経験を有しており、2015年に当社社外取締役に就任以降、取締役会において経営全般に対して提言を行うことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化のため適切な役割を果たしていることから、今後も社外取締役として適切に経営の監督を遂行できる人材と判断いたしました。

- （注）
1. 各取締役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
  2. 畑口紘氏は、社外取締役候補者であります。
  3. 畑口紘氏が社外取締役に就任してからの期間は、本総会終結の時をもって5年になります。
  4. 当社は、畑口紘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。  
同氏が社外取締役に選任され就任した場合には、引き続き同取引所に独立役員として届け出る予定であります。
  5. 当社は畑口紘氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。  
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏が社外取締役に再任され就任した場合は、当該契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、現任の監査役3名全員は任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                                       | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                     | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | かわ すみ はる お<br>川 澄 晴 雄<br>(1957年5月3日生)<br><b>新任</b> <b>社外</b> | 1981年4月 東芝テック株式会社入社<br>2012年4月 同社経理部次長<br>2014年4月 同社リスクマネジメント部長<br>兼経営監査室長<br>2015年7月 同社常勤監査役 | 0株                |

#### 社外監査役候補者とした理由

川澄晴雄氏は、企業経営および財務に関する豊富な経験と高い知見を有しており、社外監査役として当社グループ全体の監査を客観的かつ適切に監査できる人材であると判断いたしました。

|   |                                                               |                                                                                                                                                                                                                               |      |
|---|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 2 | こ ばやし しげ お<br>小 林 茂 雄<br>(1945年4月12日生)<br><b>再任</b> <b>社外</b> | 1970年4月 株式会社日本興業銀行<br>(現 株式会社みずほ銀行) 入行<br>1996年1月 株式会社日本興業銀行証券営業部長<br>1998年5月 興銀証券株式会社<br>(現 みずほ証券株式会社) 常務取締役<br>2005年6月 東京空港交通株式会社専務取締役<br>2013年4月 公益財団法人みずほ育英会理事 (現任)<br>2015年6月 当社監査役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>公益財団法人みずほ育英会理事 | 700株 |
|---|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|

#### 社外監査役候補者とした理由

小林茂雄氏は、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見から、経営全般の適切な指導、助言をいただいていることから、今後も社外監査役としての職務を適切に遂行できる人材と判断いたしました。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                                       | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                          | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|--------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3          | すず き きん 哉<br>鈴 木 欽 哉<br>(1953年11月7日生)<br><b>再任</b> <b>社外</b> | 1979年 10月 監査法人西方会計士事務所<br>(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所<br>1983年 8 月 公認会計士登録<br>2014年 8 月 公認会計士鈴木欽哉事務所所長 (現任)<br>2014年 8 月 東海カーボン株式会社監査室長<br>2015年 6 月 当社監査役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>公認会計士<br>リズム時計工業株式会社社外取締役 | 300株              |

### 社外監査役候補者とした理由

鈴木欽哉氏は、公認会計士としての専門的な知識や経験から、適正な監査の実現のため適切な指導、助言をいただいていることから、今後も社外監査役としての職務を適切に遂行できる人材と判断いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 川澄晴雄氏、小林茂雄氏および鈴木欽哉氏は社外監査役候補者であります。
3. 小林茂雄氏が社外監査役に就任してからの期間は、本総会終結の時をもって5年になります。
4. 鈴木欽哉氏が社外監査役に就任してからの期間は、本総会終結の時をもって5年になります。
5. 川澄晴雄氏が社外監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
6. 当社は小林茂雄氏および鈴木欽哉氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。  
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏が社外監査役に再任され就任した場合は、当該契約を継続する予定であります。
7. 川澄晴雄氏は、2015年7月から2019年6月まで、東芝テック株式会社の常勤監査役を務めており、在任中の2017年12月に同社の海外子会社において、2009年頃から2017年までの間、従業員による不正な会計処理が行われていた事案が公表されました。同氏は、日頃から取締役会等において、法令遵守の観点から営業活動全般について注意喚起を行ってまいりました。また、当該事案の認識後は、当該事案の事実関係につき、同社調査委員会から適宜報告を受けるとともに、再発防止策の策定、実施状況を確認し、適切な指摘を行うなど、監査役としての職責を果たしております。

#### 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任される監査役の上田英治氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

| ふ<br>氏<br>り<br>が<br>な<br>名             | 略<br>歴                                       |
|----------------------------------------|----------------------------------------------|
| うえ<br>上<br>だ<br>田<br>えい<br>英<br>じ<br>治 | 2012年4月 当社営業本部西日本統括部長<br>2016年6月 当社常勤監査役（現任） |

以 上

## (添付書類)

# 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度における国内経済は、雇用、所得環境の改善が継続し緩やかな拡大基調をたどっていましたが、海外経済の減速や自然災害の影響などから年度後半には景況感が悪化し、新型コロナウイルスのパンデミック以降は、世界的な経済活動の制約から国内外とも景気は大きく後退しました。

当社グループの主要市場の状況は、工作機械市況は米中貿易摩擦の影響などによる中国経済の落ち込みにより低迷が継続しました。半導体市況は年明け以降から回復の兆しが見え始めてきましたが、通年では半導体メーカーの設備投資抑制が影響し低調に推移しました。通信機器市場は、第5世代移動通信システム向け基地局投資が立ち上がり始め、新規規格Wi-Fi 6向け機器需要が本格化するなど新市場関連製品の需要は増加しましたが、米国市場における衛星放送からインターネット配信サービスへの移行や、車載用ラジオのモデルチェンジなどにより既存市場に対応した製品需要は減少しました。なお、新型コロナウイルスの影響については、一部の海外子会社で一時操業停止がありましたが、当連結会計年度の業績に与えた影響は軽微であります。

このような状況のもと当連結会計年度の業績は、売上高89億16百万円（前期比11.8%減少）、営業損失4億38百万円（前期は2億円の利益）、経常損失4億34百万円（前期は2億42百万円の利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は、8億37百万円（前期は23百万円の利益）となりました。

セグメント別の業績は以下のとおりです。

なお、第1四半期連結会計期間より、各製品の事業戦略をより明確にし、その事業戦略を達成するため当社グループ内の組織再編を行い、報告セグメントの区分方法を変更しています。前連結会計年度と当連結会計年度との比較分析は、変更後の区分に基づいています。

### 〔パワーエレクトロニクス事業〕

当セグメントの売上高は39億71百万円（前期比15.1%減少）となりました。

電磁波ノイズ測定事業は、他社とのアライアンスによる業務範囲の拡大などにより微減に止まったものの、世界的な半導体メーカーの設備投資抑制や中国経済の落ち込みなどにより、産業用機械、装置に使用されるノイズフィルタやコンデンサは大きく減少し、セグメント全体では売上高が減少しました。

営業損失は、売上高の減少により2億38百万円（前期は24百万円の利益）となりました。

### 〔情報通信事業〕

当セグメントの売上高は50億53百万円（前期比10.2%減少）となりました。

自動車や通信端末などに使用される厚膜印刷基板は、製品ラインアップ拡充による市場シェア拡大により自動車用は増加しましたが、通信端末用は中国経済の落ち込みなどにより減少しました。通信機器に使用される積層誘電体フィルタは、主に米国衛星放送用や車載ラジオ用が減少、またマイカコンデンサは半導体市況の低迷や大型案件の減少により減少し、セグメント全体では売上高が減少しました。

営業損失は、売上高の減少により2億39百万円（前期は1億67百万円の利益）となりました。

### ② 設備投資の状況および資金調達の状況

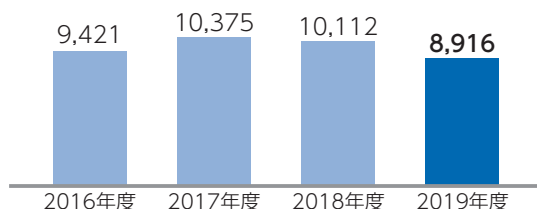
当連結会計年度における設備投資は、ノイズフィルタの製造設備や電磁波ノイズ測定関連の設備を中心に2億71百万円実施しました。

設備投資に係る所要資金につきましては全額自己資金でまかっています。

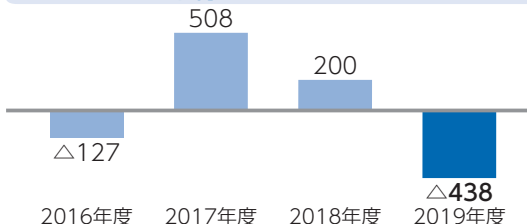
## (2) 財産および損益の状況

| 区 分                      | 2016年度<br>第 75 期 | 2017年度<br>第 76 期 | 2018年度<br>第 77 期 | 2019年度<br>第 78 期<br>(当連結会計年度) |
|--------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売上高<br>(百万円)             | 9,421            | 10,375           | 10,112           | 8,916                         |
| 営業利益<br>(百万円)            | △127             | 508              | 200              | △438                          |
| 経常利益<br>(百万円)            | △123             | 508              | 242              | △434                          |
| 親会社株主に帰属する当期純利益<br>(百万円) | △968             | 355              | 23               | △837                          |
| 1株当たり当期純利益<br>(円)        | △62.06           | 22.79            | 1.53             | △53.69                        |
| 総資産<br>(百万円)             | 13,511           | 13,739           | 12,880           | 11,422                        |
| 純資産<br>(百万円)             | 10,030           | 10,553           | 10,264           | 8,995                         |
| 1株当たり純資産額<br>(円)         | 643.03           | 676.57           | 658.05           | 576.69                        |
| 自己資本比率<br>(%)            | 74.2             | 76.8             | 79.7             | 78.8                          |

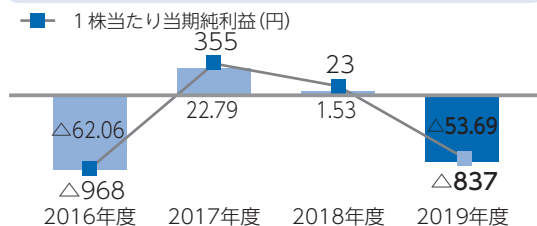
売上高 (単位：百万円)



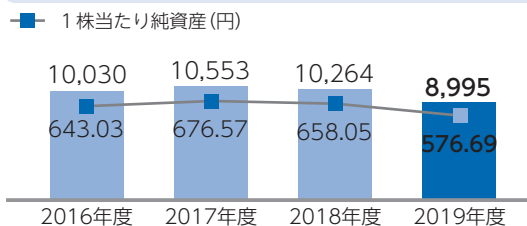
営業利益 (単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



純資産 (単位：百万円)





### (3) 重要な親会社および子会社の状況 (2020年3月31日現在)

#### ① 親会社との関係

| 会 社 名    | 当社株式の持株数 | 当社への<br>出資比率 | 主な事業内容                                               |
|----------|----------|--------------|------------------------------------------------------|
| 日本碍子株式会社 | 6,346千株  | 40.7%        | がいしなど電力関連機器、自動車排ガス浄化用をはじめとする各種産業用セラミック製品、特殊金属製品の製造販売 |

当社の親会社である日本碍子株式会社とは、セラミック多層製品に係る技術連携や組織強化のため人材の相互融通を行っています。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                                      | 資 本 金        | 当 社 の<br>出 資 比 率 | 主要な事業内容     |
|------------------------------------------------------------|--------------|------------------|-------------|
| 双信デバイス株式会社                                                 | 100,000千円    | 100.0%           | 電子部品製造販売    |
| 双信パワーテック株式会社                                               | 100,000千円    | 100.0%           | 電子部品製造販売    |
| 立信電子株式会社                                                   | 50,000千円     | 100.0%           | 電子部品製造販売    |
| 双信エレクトロニクスマレーシア<br>(SOSHIN ELECTRONICS (M) SDN. BHD.)      | 16,000千リンギット | 100.0%           | 電子部品製造販売    |
| 双信華科技（深圳）有限公司<br>(SOSHIN ELECTRONICS (SZ) LIMITED)         | 7,686千中国元    | 100.0%           | 電 子 部 品 販 売 |
| 双信エレクトロニクス・オブ・アメリカ<br>(SOSHIN ELECTRONICS OF AMERICA INC.) | 100千米ドル      | 100.0%           | 電 子 部 品 販 売 |
| 双信電子（香港）有限公司<br>(SOSHIN ELECTRONICS (HK) LIMITED)          | 18,737千香港ドル  | 100.0%           | 電 子 部 品 販 売 |

#### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、安全・環境規制の強化、通信・交通インフラ網の拡充など事業機会は拡大しますが、一方では、長年当社グループを支えてきた一部製品は、顧客の設計変更や安価な競合品の台頭などによって構造的な需要減少に直面しています。また、感染拡大が続く新型コロナウイルスの収束が長引けば経済活動にも深刻な影響を及ぼすことが考えられます。

このような状況の中、当社グループは、「持続的な成長」と「収益力の向上」を基本方針として、新製品の市場投入と既存製品の市場シェア拡大により売上を伸ばし、安定的に10億円以上の営業利益を計上する高収益企業への転換を目標にしています。

##### 〔持続的な成長〕

ノイズ関連製品、積層誘電体フィルタ、厚膜印刷基板など当社グループの強みを活かせる製品に経営資源を傾斜配分し、当社グループの成長と利益の拡大を図ります。

- ① ノイズ関連製品は、お客様の様々なニーズに対応するため製品ラインアップの拡充を進めています。また、当社の特長である電磁波ノイズ測定事業では、当社浅間工場に10メートル法大型電波暗室を有しているほか、全国対応可能な業界最多の6チームオンサイトテスト体制を整備しています。他社とのアライアンスにより業務範囲を拡大しており、ノイズフィルタの販売も含め電磁波ノイズ対策のリーディングカンパニーとして幅広いソリューションビジネスを展開していきます。
- ② 積層誘電体フィルタは、今後とも成長が期待できる高速大容量化に対応した無線LAN、通信基地局や車載用などの通信機器市場を中心に、当社の特長ある異種接合技術や回路設計技術を活かした新規アプリケーション開発を行っています。また、当社の今後の主力製品のひとつとなり得る第5世代移動通信システム（5G）に関連する新製品開発を加速し、タイムリーに市場投入していきます。
- ③ 厚膜印刷基板は、市場の要求に応じた新製品の開発とお客様が求める技術開発、低コスト、高品質、納期遵守のものづくりを徹底していきます。今後とも新たな市場ニーズの探索を推進し、安定的に事業が拡大する方策を実行していきます。

## 〔収益力の向上〕

生産設備の自動化や生産拠点の再編による省力化の推進と、機動的な人員配置を行うことなどで生産性を向上し収益性の改善を図ります。

- ① 一部の製造工程は自動化が難しく手動で生産を行っていますが、他社とのアライアンスにより設備の自動化技術を導入し現在自動設備の開発を行っています。また、お客様へよりよい製品を提供できるよう検査工程の自動化を推進しています。このような取り組みにより、生産性向上と省人化による製造コストを削減するほか、品質改善による失敗コストを削減し、収益の向上を図っています。
- ② 製品の商流や工場の人員構成などの総合的な検討により、製品ごとに最適な生産工場を決定し生産拠点を再編していきます。特にコストの安価な双信エレクトロニクスマレーシアの一層の活用による製品の低コスト化を目指し、日本で生産している製品の移管を加速しています。
- ③ 原材料の調達先集約や基幹部品の内製化などにより、当社グループ全体の調達コストを削減し原価低減を図っていきます。また、多様な製品設計により増加した部品の点数を、技術部門主導で標準化・共通化することにより削減するなど全社的にコスト削減を進めていきます。
- ④ 生産計画業務の改善や生産リードタイムの短縮を推進して、お客様が欲しい時に欲しいものを供給できる体制を整備していきます。お客様指定の製品納期を遵守することは、製品の性能、価格などとともにお客様の満足度向上に直結する重要な要因と考えています。このため従業員の多能工化を推進し、機動的な人員配置によるフレキシブルな生産体制を構築していきます。お客様のニーズにお応えするための活動推進は生産性の向上にもつながり、最終的には収益性の改善に貢献していくことになります。

## (5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループは主として電子部品の製造販売を行っており、主な製品は次のとおりです。

| 区 分           | 主 要 品 目                                       |
|---------------|-----------------------------------------------|
| パワーエレクトロニクス事業 | ノイズフィルタ、プラスチックフィルムコンデンサ                       |
| 情 報 通 信 事 業   | 積層誘電体フィルタ、カプラ・バラン、厚膜印刷基板、LCフィルタ、マイカコンデンサ、実装製品 |

## (6) 主要な営業所および工場（2020年3月31日現在）

### ① 当社の主要な営業所および工場

| 事業所名     | 所在地    | 事業所名   | 所在地     |
|----------|--------|--------|---------|
| 東京本社     | 東京都港区  | 大阪営業所  | 大阪府大阪市  |
| 浅間工場（本店） | 長野県佐久市 | 名古屋営業所 | 愛知県名古屋市 |
| 千曲技術センター | //     | 九州営業所  | 福岡県北九州市 |

### ② 重要な子会社の事業所

| 会社名                                                        | 所在地         |
|------------------------------------------------------------|-------------|
| 双信デバイス株式会社                                                 | 宮崎県宮崎市      |
| 双信パワーテック株式会社                                               | 宮崎県都城市      |
| 立信電子株式会社                                                   | 長野県小諸市      |
| 双信エレクトロニクスマレーシア<br>(SOSHIN ELECTRONICS (M) SDN. BHD.)      | マレーシア マラッカ州 |
| 双信華科技（深圳）有限公司<br>(SOSHIN ELECTRONICS (SZ) LIMITED)         | 中国 深圳市      |
| 双信エレクトロニクス・オブ・アメリカ<br>(SOSHIN ELECTRONICS OF AMERICA INC.) | 米国 カリフォルニア州 |
| 双信電子（香港）有限公司<br>(SOSHIN ELECTRONICS (HK) LIMITED)          | 中国 香港湾仔     |

## (7) 使用人の状況（2020年3月31日現在）

### ① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数 | 前期末比増減 |
|------|--------|
| 770名 | 32名減   |

（注）上記使用人数には、受入出向者を含み、出向者および臨時雇用者を含んでいません。

### ② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 405名 | 16名減   | 45.0歳 | 20.1年  |

（注）上記使用人数には、受入出向者を含み、出向者および臨時雇用者を含んでいません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2020年3月31日現在）

- |              |                         |
|--------------|-------------------------|
| ① 発行可能株式総数   | 34,000千株                |
| ② 発行済株式の総数   | 15,600千株（自己株式1,513株を含む） |
| ③ 株主数        | 8,703名                  |
| ④ 大株主（上位10名） |                         |

| 株 主 名                      | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|----------------------------|---------|---------|
| 日本碍子株式会社                   | 6,346千株 | 40.7%   |
| 日本生命保険相互会社                 | 453千株   | 2.9%    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）    | 367千株   | 2.4%    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5） | 195千株   | 1.3%    |
| 双信電機社員持株会                  | 191千株   | 1.2%    |
| 株式会社三菱UFJ銀行                | 180千株   | 1.2%    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）  | 161千株   | 1.0%    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1） | 110千株   | 0.7%    |
| 鬼鞍道子                       | 100千株   | 0.6%    |
| 松浦行子                       | 98千株    | 0.6%    |

（注）持株比率は、自己株式（1,513株）を控除して計算しています。

## (2) 会社役員の状況

### ① 取締役および監査役の状況（2020年3月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名     | 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況             |
|-----------|---------|---------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 上 岡 崇   | 経営推進本部所管                              |
| 常 務 取 締 役 | 杉 山 雅 彦 | 社長補佐技術担当<br>ものづくり革新本部所管               |
| 常 務 取 締 役 | 高 橋 弘 光 | 情報通信事業本部所管                            |
| 取 締 役     | 國 部 守 夫 | 品質保証本部長                               |
| 取 締 役     | 小 林 茂 樹 | パワーエレクトロニクス事業本部長                      |
| 取 締 役     | 牧 野 善 樹 | 情報通信事業本部長                             |
| 取 締 役     | 畑 口 紘   | 弁護士<br>株式会社ニコン社外取締役<br>東銀リース株式会社社外取締役 |
| 常 勤 監 査 役 | 上 田 英 治 |                                       |
| 監 査 役     | 小 林 茂 雄 | 公益財団法人みずほ育英会理事                        |
| 監 査 役     | 鈴 木 欽 哉 | 公認会計士<br>リズム時計工業株式会社社外取締役             |

- (注) 1. 取締役 畑口紘氏は社外取締役です。なお、当社は畑口紘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。
2. 監査役 小林茂雄氏および鈴木欽哉氏は社外監査役です。
3. 監査役 鈴木欽哉氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、全ての社外取締役および監査役と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

## ③ 取締役および監査役の報酬等の総額

## イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分 | 支給人員 | 支給額       | 摘 要                |
|-----|------|-----------|--------------------|
| 取締役 | 7名   | 111,317千円 | うち社外取締役 1名 4,800千円 |
| 監査役 | 3名   | 19,650千円  | うち社外監査役 2名 6,000千円 |
| 合 計 | 10名  | 130,967千円 | うち社外役員 3名 10,800千円 |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年6月28日開催の第64回定時株主総会において年額2億円以内と決議いただいています。
2. 監査役の報酬限度額は、2006年6月28日開催の第64回定時株主総会において年額5千万円以内と決議いただいています。
3. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれています。
- ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額10,389千円（取締役4名に対し9,339千円、監査役1名に対し1,050千円）。

## ④ 社外役員に関する事項

## イ. 重要な兼職先と当社との関係

| 区 分 | 氏 名   | 兼 職 先             | 兼 職 内 容   | 当 該 他 の 法 人 等 と の 関 係              |
|-----|-------|-------------------|-----------|------------------------------------|
| 取締役 | 畑口 紘  | 株 式 会 社 ニ コ ン     | 社 外 取 締 役 | 株式会社ニコンと当社の間には、特別な利害関係はありません。      |
|     |       | 東 銀 リ ー ス 株 式 会 社 | 社 外 取 締 役 | 東銀リース株式会社と当社の間には、特別な利害関係はありません。    |
| 監査役 | 小林 茂雄 | 公益財団法人みずほ育英会      | 理 事       | 公益財団法人みずほ育英会と当社の間には、特別な利害関係はありません。 |
| 監査役 | 鈴木 欽哉 | リズム時計工業株式会社       | 社 外 取 締 役 | リズム時計工業株式会社と当社の間には、特別な利害関係はありません。  |

## ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名   | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                             |
|-----|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 畑口 紘  | 当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っています。                                                             |
| 監査役 | 小林 茂雄 | 当事業年度に開催された取締役会16回中15回に出席し、主に企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っています。また、当事業年度に開催された監査役会15回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。 |
| 監査役 | 鈴木 欽哉 | 当事業年度に開催された取締役会16回中15回に出席し、主に公認会計士としての専門的知見から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っています。また、当事業年度に開催された監査役会15回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。       |

### (3) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称                      有限責任監査法人トーマツ
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                         | 支 払 額    |
|-----------------------------------------|----------|
| 1. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額               | 33,000千円 |
| 2. 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 36,000千円 |

- (注) 1. 当社監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、1.の金額にはこれらの合計額を記載しています。
3. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士または監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法または金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る）を受けています。

#### ③ 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、収益認識に関する会計基準の導入に関する助言業務です。

#### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案します。



#### (4) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、取締役および使用人の職務執行の法令・定款への適合および当社および当社子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制を構築し、運用する。

1. 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社は、当社および当社子会社の取締役および使用人が遵守すべき法令、社内規程、企業倫理に関する行動指針を定めた「双信電機グループ企業行動指針」を策定し、取締役および使用人に配布し教育することにより周知徹底を図る。
  - (2) 当社は社会的責任を果たすための活動を統括する組織としてCSR全社委員会を設置する。さらにその実務推進の傘下組織としてコンプライアンス委員会を設置し、「コンプライアンス委員会規程」に基づき当社および当社子会社で法令、社内規程、企業倫理遵守の強化・徹底を図る。
  - (3) 法令および企業倫理の遵守を確実なものとするために、取締役および使用人が「双信電機グループ企業行動指針」に反する行為や予兆に接した場合には所属長、関係部門長、人事部門、総務部門、業務監査部門に相談・報告する。さらに顧問弁護士に相談・通報するヘルプライン制度を設ける。なお、相談者には不利益な処遇が生じないよう保護を図る。
2. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - (1) 当社は法令、社内規程（文書管理規程）に基づき文書の保存・管理を行い、取締役および監査役はこれらの情報を常時閲覧できる。
  - (2) 情報管理については「情報セキュリティ基本方針」により定めた社内規程（情報セキュリティ規程）に基づき対応する。
3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 経営戦略遂行に関するリスクについては、関係職制において日々のリスク管理を行うとともに、予算策定プロセスと職務権限規程に基づいた設備投資・研究開発投資の決裁手続きにおいて、総合的にリスクの検討・分析を行い、これを回避・予防するものとする。
  - (2) 法令、倫理、事件、事故、災害、品質、環境に関するリスクについては、発生を未然に防止するための全社統括組織としてCSR全社委員会を設置し、その傘下組織に危機管理委員会、コンプライアンス委員会、環境委員会、輸出管理委員会、全社安全衛生委員会、品質委員会を設ける。

- (3) コンプライアンス委員会は、当社および当社子会社の取締役および使用人が遵守すべき事項を定めた「双信電機グループ企業行動指針」に基づき、法令・社内規程・企業倫理等のコンプライアンス全般に関する事項について社内への周知徹底とそのリスク発生を未然に防止するための業務を行う。

さらに環境保全、安全保障輸出管理、労働災害および品質管理の事案については、専門組織としての環境委員会、輸出管理委員会、全社安全衛生委員会および品質委員会がそれぞれの社内規程に基づきリスクの未然防止のための業務を行う。

- (4) リスクが発生し、経営に重大な影響を及ぼすと予想される場合には、社長が危機管理委員長および必要なメンバーから成る対策本部もしくは現地対策本部を発足させ、対応策の検討、決定、実施にあたる。

4. 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は毎月定例の取締役会、また必要に応じて臨時の取締役会を開催し、重要事項に関する決議および職務の執行の報告を行う。また、意思決定をよりスピーディーに行うために取締役、本部長等が出席する経営会議を毎月2回開催する。

- (2) 当社および当社子会社の取締役の日々の業務執行については、業務分掌規程において業務の範囲およびその責任について定め、職務権限規程で決裁プロセスおよび決裁者を定めることで権限委譲を行い、業務執行の効率化を図る。

5. 当社およびその親会社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、親会社である日本碍子株式会社の「NGKグループ企業行動指針」と整合性を取りつつ、当社および当社子会社の取締役および使用人が遵守すべき法令・社内規程・企業倫理に関する行動指針を定めた「双信電機グループ企業行動指針」を制定する。

- (2) 当社および当社子会社の取締役および使用人が上記指針に反する行為や予兆に接した場合には所属長、関係部門長、人事部門、総務部門、業務監査部門に相談・報告する。さらに、ヘルプライン制度を設け顧問弁護士に相談・通報することができる。

- (3) コンプライアンス委員会は指針の周知徹底を図る。さらに指針に反する行為、または予兆が当社グループに重大な影響を及ぼす恐れがある場合の対応にあたる。

(4) 当社子会社の事業運営に関しては、当該子会社の責任者が毎月開催される経営会議に出席し、重要事項に関する提案および事業状況の報告を行う。

6. 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が、その職務を補助する使用人の設置を求めた場合、または内部監査部門の人員に監査業務の補助を行うことを求めた場合、代表取締役は監査役と協議の上、必要な人員を配置する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 上記の使用人または内部監査部門の補助者の人事異動、人事評価、懲戒処分は、監査役の同意を得て行う。
- (2) 上記の使用人または内部監査部門の補助者は、監査役からの指揮命令に服する。

8. 当社および当社子会社の取締役および使用人が当社監査役に報告をするための体制

- (1) 当社および当社子会社の取締役は職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに当社監査役に報告する。
- (2) 当社および当社子会社の使用人は職務執行に関する不正行為、法令、定款に違反する重大な事実、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに上司、関連部門の取締役または社内担当部門に報告し、報告を受けた上司、関連部門の取締役または社内担当部門は、直ちに当社監査役に報告する。
- (3) 当社および当社子会社の取締役および使用人がヘルプライン制度等を通して相談・報告した事案はコンプライアンス委員会事務局より当社監査役に報告する。
- (4) 当社監査役へ報告を行った当社および当社子会社の取締役および使用人に対し、そのことを理由にした不利益な処遇を禁止する。

9. 当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議、CSR全社委員会とその傘下委員会、業務監査部門による内部監査の報告会等に参加するとともに、業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人にその説明を求めることができる。
- (2) 監査役および監査役会は、代表取締役、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

- (3) 当社は、監査役の職務の執行において生ずる費用について、監査役が策定した予算を設けることとする。また、予算外の費用が生じる場合も、監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、処理する。

#### 10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、内部統制報告制度を構築・運用する。
- (2) 内部統制報告制度の構築にあたり、円滑かつ効果的に運営するために「内部統制報告制度に関する規程」に基づき、その有効性を定期的、継続的に評価し、是正が必要な場合には速やかに見直しを図る。

#### 11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制

当社および当社子会社は反社会的勢力等との関係を一切遮断することを基本方針とする。また、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について弁護士や警察等の外部専門機関と連携を図り、情報収集に努めるとともに毅然とした姿勢で組織的に対応する。また、「双信電機グループ企業行動指針」にも外部からの不法、不当な圧力に対しては毅然とした態度と行動で対応することを明記し周知徹底を図る。

### (5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

#### 1. コンプライアンス体制

- (1) コンプライアンス意識の周知徹底を目的として、「双信電機グループ企業行動指針」を当社および当社子会社の取締役および使用人に配布している。
- (2) 競争法遵守の徹底と競争法違反防止の啓発活動を目的として、「競争法遵守ハンドブック」を当社および当社子会社の取締役および使用人に配布している。
- (3) 企業情報の重要性、秘密性を認識し、秘密を保持するため当社の使用人とは秘密保持に関する誓約書を締結している。
- (4) CSR全社委員会を年2回開催し、その傘下組織の1つであるコンプライアンス委員会を年3回開催した。コンプライアンス委員会では、コンプライアンス活動により抽出された事案等について審議を行い、個別に適切な対応をするとともにその結果を取締役および監査役に報告した。
- (5) 当社および当社子会社の取締役および使用人に対して匿名のコンプライアンス意識調査を実施し、コンプライアンス意識の確認および問題点の調査、分析、解決を行った。その後、問題点改善のためにコンプライアンスセミナーを開催した。講師には外部の専門家を招き、コンプライアンスやハラスメントの基礎知識や具体例等について受講し、コンプライアンスの意識向上を図った。

- (6) 当社および当社子会社の使用人に対して、品質コンプライアンス研修会を行うとともに、匿名の品質コンプライアンス意識調査を実施し、品質コンプライアンス意識レベルの調査をした。品質コンプライアンス遵守のために改善すべき問題点の把握を行った。
- (7) 情報システム部門による情報セキュリティ研修会を実施し、危機意識の共有と情報漏洩事故防止教育を行った。

## 2. リスク管理体制

- (1) 経営危機に関する情報については、C S R 全社委員会の傘下組織の1つである危機管理委員会が平常時より情報の収集・分析を実施しリスクを判断した。
- (2) 環境保全、安全保障輸出管理、労働災害および品質管理の事案については、専門組織としての環境委員会、輸出管理委員会、安全衛生委員会および品質委員会がそれぞれのリスクを未然に防止するための活動を行い、その内容はC S R 全社委員長が経営会議で取締役および監査役に報告した。

## 3. 職務の執行体制

- (1) 当期は、取締役会を16回、経営会議を24回開催し、重要事項に関する決議および職務執行状況の報告を行った。
- (2) 取締役会で定めた職務権限規程に従って各職制に権限委譲を行い、経営に関する意思決定の効率化を図った。

## 4. 当社監査役の監査体制

- (1) 当期は、社外監査役2名を含む3名で構成される監査役会を15回開催した。
- (2) 監査役は取締役会のほか、必要に応じ経営会議、C S R 全社委員会およびその傘下の各委員会、業務監査室による内部監査の報告会に出席するとともに、各事業部門への往査等を通し業務の執行状況を確認した。
- (3) 監査役は監査の実効性を高めることを目的に業務監査室と情報交換し、監査法人とも四半期毎の定期会合等を通じて情報交換を行った。
- (4) 監査役は取締役の職務執行状況について調査を実施し、取締役が適正に業務を執行したことを確認した。

## 5. 財務報告体制

「内部統制報告制度に関する規程」に基づき、その有効性を評価し、財務報告に係る内部統制の活動状況を年2回、内部統制報告書を年1回、取締役および監査役に経営会議で報告した。

## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

| 科 目                    | 金 額               | 科 目                     | 金 額               |
|------------------------|-------------------|-------------------------|-------------------|
| (資 産 の 部)              | 千円                | (負 債 の 部)               | 千円                |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>5,873,311</b>  | <b>流 動 負 債</b>          | <b>1,470,428</b>  |
| 現 金 及 び 預 金            | 1,201,221         | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金       | 460,386           |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金      | 2,703,841         | 電 子 記 録 債 務             | 299,309           |
| 電 子 記 録 債 権            | 614,531           | 未 払 金                   | 205,088           |
| 商 品 及 び 製 品            | 280,443           | 未 払 法 人 税 等             | 38,563            |
| 仕 掛 品                  | 343,665           | 賞 与 引 当 金               | 299,379           |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 617,640           | 役 員 賞 与 引 当 金           | 1,000             |
| そ の 他                  | 114,353           | そ の 他                   | 166,703           |
| 貸 倒 引 当 金              | △2,383            | <b>固 定 負 債</b>          | <b>956,847</b>    |
|                        |                   | 退 職 給 付 に 係 る 負 債       | 87,037            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>5,549,445</b>  | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金       | 50,808            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>2,565,245</b>  | 繰 延 税 金 負 債             | 819,002           |
| 建 物 及 び 構 築 物          | 911,141           | <b>負 債 合 計</b>          | <b>2,427,275</b>  |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具      | 676,542           | (純 資 産 の 部)             |                   |
| 土 地                    | 853,379           | <b>株 主 資 本</b>          | <b>9,466,733</b>  |
| 建 設 仮 勘 定              | 31,796            | 資 本 金                   | 3,806,750         |
| そ の 他                  | 92,387            | 資 本 剰 余 金               | 3,788,426         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>93,743</b>     | 利 益 剰 余 金               | 1,872,507         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>2,890,457</b>  | 自 己 株 式                 | △950              |
| 投 資 有 価 証 券            | 87,057            | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   | △471,252          |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産      | 2,681,892         | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 5,996             |
| 繰 延 税 金 資 産            | 10,695            | 為 替 換 算 調 整 勘 定         | △230,779          |
| そ の 他                  | 115,302           | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | △246,469          |
| 貸 倒 引 当 金              | △4,489            | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>8,995,481</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>11,422,756</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>  | <b>11,422,756</b> |

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しています。



# 連結損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

| 科 目             |         | 金 額 |           |
|-----------------|---------|-----|-----------|
|                 |         |     | 千円        |
| 売上高             |         |     | 8,916,236 |
| 売上原価            |         |     | 6,935,307 |
| 売上総利益           |         |     | 1,980,929 |
| 販売費及び一般管理費      |         |     | 2,419,006 |
| 営業損失            |         |     | 438,077   |
| 営業外収益           |         |     |           |
| 受取利息            | 2,302   |     |           |
| 受取配当金           | 4,692   |     |           |
| 助成金収入           | 3,543   |     |           |
| その他の            | 9,557   |     | 20,094    |
| 営業外費用           |         |     |           |
| 災害義援金           | 10,000  |     |           |
| 為替差損            | 4,350   |     |           |
| その他の            | 2,446   |     | 16,796    |
| 経常損失            |         |     | 434,779   |
| 特別利益            |         |     |           |
| 固定資産売却益         | 436     |     |           |
| 投資有価証券売却益       | 12,133  |     | 12,569    |
| 特別損失            |         |     |           |
| 固定資産除却損         | 4,092   |     |           |
| 特別退職金           | 32,182  |     |           |
| 弁護士報酬等          | 128,036 |     |           |
| 減損損失            | 10,971  |     | 175,281   |
| 税金等調整前当期純損失     |         |     | 597,491   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 14,113  |     |           |
| 法人税等調整額         | 225,854 |     | 239,967   |
| 当期純損失           |         |     | 837,458   |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 |         |     | 837,458   |

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しています。

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

| 科 目<br>(資 産 の 部)   | 金 額<br>千円         | 科 目<br>(負 債 の 部)       | 金 額<br>千円         |
|--------------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>4,974,254</b>  | <b>流 動 負 債</b>         | <b>1,806,590</b>  |
| 現金及び預金             | 899,340           | 電子記録債務                 | 299,308           |
| 受取手形               | 49,496            | 買掛金                    | 770,427           |
| 電子記録債権             | 614,530           | 関係会社短期借入金              | 240,060           |
| 売掛金                | 2,605,529         | 未払金                    | 137,216           |
| 商品及び製品             | 70,827            | 未払法人税等                 | 36,568            |
| 仕掛品                | 96,332            | 未払費用                   | 69,330            |
| 原材料及び貯蔵品           | 224,392           | 前受金                    | 54                |
| 前払費用               | 36,539            | 預り金                    | 22,142            |
| 関係会社短期貸付金          | 96,500            | 賞与引当金                  | 217,590           |
| その他の貸倒引当金          | 283,148           | その他の負債                 | 13,890            |
|                    | △2,383            | <b>固 定 負 債</b>         | <b>967,094</b>    |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>6,106,076</b>  | 役員退職慰労引当金              | 46,807            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>1,669,669</b>  | 繰延税金負債                 | 920,286           |
| 建物                 | 524,871           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>2,773,684</b>  |
| 構築物                | 28,783            | (純資産の部)                |                   |
| 機械装置               | 284,216           | <b>株 主 資 本</b>         | <b>8,301,075</b>  |
| 車両運搬具              | 1,446             | <b>資 本 金</b>           | <b>3,806,750</b>  |
| 工具器具備品             | 53,657            | <b>資 本 剰 余 金</b>       | <b>3,788,426</b>  |
| 土地                 | 750,887           | 資本準備金                  | 951,687           |
| 建設仮勘定              | 25,805            | その他資本剰余金               | 2,836,738         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>84,576</b>     | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>706,849</b>    |
| ソフトウェア             | 80,090            | 利益準備金                  | 2,500             |
| その他                | 4,486             | その他利益剰余金               | 704,349           |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>4,351,830</b>  | 固定資産圧縮積立金              | 3,761             |
| 投資有価証券             | 59,230            | 繰越利益剰余金                | 700,587           |
| 関係会社株式             | 1,164,680         | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△950</b>       |
| 出資金                | 11,149            | <b>評価・換算差額等</b>        | <b>5,570</b>      |
| 関係会社出資金            | 8,439             | その他有価証券評価差額金           | 5,570             |
| 従業員に対する長期貸付金       | 8,760             |                        |                   |
| 長期前払費用             | 5,376             |                        |                   |
| 前払年金費用             | 3,034,948         |                        |                   |
| その他の貸倒引当金          | 63,734            |                        |                   |
|                    | △4,489            | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>8,306,645</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>11,080,330</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>11,080,330</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。



# 損 益 計 算 書

(2019年 4 月 1 日から  
2020年 3 月31日まで)

| 科 目          |    | 金 額     |           |
|--------------|----|---------|-----------|
|              |    |         | 千円        |
| 売上           | 高価 |         | 8,541,327 |
| 売上           | 利益 |         | 6,822,261 |
| 販売費及び一般管理費   | 損失 |         | 1,719,066 |
| 営業外収益        | 利息 |         | 2,060,479 |
| 営業外収益        | 当金 |         | 341,412   |
| 営業外収益        | 料  | 1,846   |           |
| 営業外収益        | 他  | 4,172   |           |
| 営業外費用        | 他  | 58,632  |           |
| 営業外費用        | 他  | 6,665   | 71,315    |
| 営業外費用        | 他  |         |           |
| 営業外費用        | 他  | 395     |           |
| 営業外費用        | 他  | 3,657   |           |
| 営業外費用        | 他  | 7,809   |           |
| 営業外費用        | 他  | 10,000  |           |
| 営業外費用        | 他  | 2,363   | 24,225    |
| 経常損失         | 他  |         | 294,322   |
| 特別利益         | 益  |         |           |
| 固定資産売却益      | 益  | 14      |           |
| 投資有価証券売却益    | 益  | 12,133  | 12,148    |
| 特別損失         | 損失 |         |           |
| 固定資産除却損      | 損失 | 332     |           |
| 弁護士報酬等       | 損失 | 128,036 |           |
| 減損損失         | 損失 | 10,971  |           |
| 特別退職金        | 損失 | 32,181  | 171,521   |
| 税引前当期純損失     | 損失 |         | 453,695   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 損失 | 17,110  |           |
| 法人税等調整額      | 損失 | 157,184 | 174,294   |
| 当期純損失        | 損失 |         | 627,990   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

双信電機株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

|                    |       |   |   |   |   |   |
|--------------------|-------|---|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 板 | 谷 | 宏 | 之 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 青 | 柳 | 淳 | 一 | ㊞ |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、双信電機株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、双信電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

双信電機株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

|                    |       |   |   |   |   |   |
|--------------------|-------|---|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 板 | 谷 | 宏 | 之 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 青 | 柳 | 淳 | 一 | ㊞ |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、双信電機株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。



以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月28日

双信電機株式会社 監査役会

|       |   |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 上 | 田 | 英 | 治 | ㊞ |
| 監査役   | 小 | 林 | 茂 | 雄 | ㊞ |
| 監査役   | 鈴 | 木 | 欽 | 哉 | ㊞ |

注) 監査役 小林茂雄、鈴木欽哉は、「会社法」第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

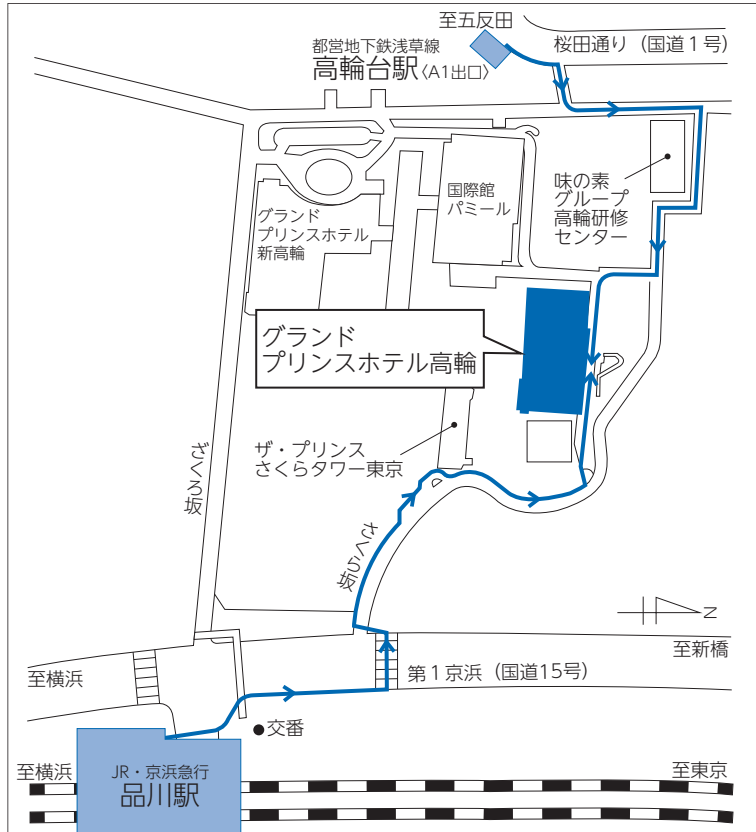
## 株主総会会場のご案内図

東京都港区高輪3丁目13番1号  
グランドプリンスホテル高輪  
2階 「桜花」  
電話 03-3447-1111

### 交通機関

- \* JR線・京浜急行線  
品川駅（高輪口）下車 徒歩8分
- \* 都営地下鉄浅草線  
高輪台駅（A1出口）下車 徒歩6分

（専用の駐車場がございませんので、  
お車でのご来場はお控えいただき、  
公共の交通機関をご利用ください  
ますようお願い申し上げます。）



新型コロナウイルス感染防止への対応については、下記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。右の「QRコード®」を読み取り、ウェブサイトに接続することも可能です。  
今後の状況変化により、内容を随時更新いたします。

<http://www.soshin.co.jp/tousika/>

